

五島海区漁場計画の変更(素案)

【変更内容】

(1)五定計第3号、五区計第1024号、1300号、2026号、2027号を傍線を付した部分のように改める。また、五区計第801号及び3004号を廃止し、新たに五区計第1508号、1509号及び2501号～2503号を追加する。

1 漁業権に関する事項

※共同漁業及び以下を除く定置漁業、区画漁業については令和7年5月30日付け長崎県告示第295号により公示した内容と変更ないため省略する。

※基点、点の緯度経度の値については内容確認中であり、値を修正する可能性があります。

※条件については公益協議を実施しているところであり、公益上の支障により条件が付される可能性があります。

【変更】

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五定計第3号	長崎県南松浦郡新上五島町小串郷字仁蔵谷地先	次の1、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町小串郷字仁蔵谷標識 (北緯33度2分24秒, 東経129度5分40秒)	イ 1から89度470メートルのところ (北緯33度2分25秒, 東経129度5分58秒) ロ 1から139度320メートルのところ (北緯33度2分17秒, 東経129度5分48秒)	大型定置漁業	8月10日から6月30日まで	令和8年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—		継続	(地元地区) 南松浦郡新上五島町立串郷小串郷

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1024号	長崎県南松浦郡新上五島町桐古里郷大地地先	次のイ、ロ、ハ、2、3、4、5の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町桐古里郷白浜鼻築堤大岩標識 (北緯32度51分2秒, 東経129度2分43秒) 2 同郡同町同郷口ノ浦白濱境界標識 (北緯32度51分9秒, 東経129度2分46秒) 3 同郡同町同郷大地口ノ浦境界標識 (北緯32度51分11秒, 東経129度2分50秒) 4 同郡同町同郷向石大地境界標識 (北緯32度51分15秒, 東経129度2分52秒) 5 同郡同町同郷釜蓋瀬南岩標識 (北緯32度51分18秒, 東経129度2分43秒)	イ 5から250度262メートルのところ (北緯32度51分15秒, 東経129度2分34秒) ロ 1から270度235メートルのところ (北緯32度51分2秒, 東経129度2分34秒) ハ 1から270度40メートルのところ (北緯32度51分2秒, 東経129度2分41秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1300号	長崎県南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷ソーツカ浦地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷青木浦西岸標識 (北緯32度56分28秒、東経129度0分28秒) 2 同郡同町同郷青木黒崎南西端 (北緯32度56分13秒、東経129度0分50秒) 3 同郡同町同郷青木浦海岸標識 (北緯32度56分38秒、東経129度0分38秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から295メートルのところ (北緯32度56分22秒、東経129度0分37秒) ロ 3から119度47分32メートルのところ (北緯32度56分33秒、東経129度0分49秒) ハ 3から94度18分107メートルのところ (北緯32度56分38秒、東経129度0分42秒)	第1種くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径20メートルの円形生簀5台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗（以下、移送分とする。）については、直径20メートルの円形生簀31台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が1,570平方メートル、移送分の生簀の総面積が9,734平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き、2,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第2026号	長崎県南松浦郡新上五島町間伏郷権現鼻地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と2から1に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町間伏郷権現鼻空端標識 (北緯32度53分28秒、東経128度59分52秒) 2 同郡同町同郷白島西端標識 (北緯32度53分40秒、東経128度59分46秒)	イ 1から270度60メートルのところ (北緯32度53分28秒、東経128度59分50秒) ロ 2から270度60メートルのところ (北緯32度53分40秒、東経128度59分46秒)	第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町間伏郷漁生浦郷		継続	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点										点
五区計第2027号	長崎県南松浦郡新上五島町間伏郷白南風地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と2から1に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町間伏郷白南風西岸標識A (北緯32度53分17秒、東経128度59分46秒) 2 同郡同町同郷白南風西岸標識C (北緯32度53分8秒、東経128度59分50秒)	イ 1から60度55メートルのところ (北緯32度53分18秒、東経128度59分48秒) ロ 2から60度88メートルのところ (北緯32度53分9秒、東経128度59分53秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和8年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町間伏郷漁生浦郷		継続		

【廃止】

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点										点
五区第804号	長崎県南松浦郡新上五島町間伏郷高旅地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町間伏郷高旅白石海岸標識 (北緯32度53分58秒、東経128度59分11秒) 2 同郡同町同郷高旅内鼻南端波止標識 (北緯32度54分14秒、東経128度58分55秒)	イ 1から219度30分50メートルのところ (北緯32度53分57秒、東経128度59分10秒) ロ 2から239度30分50メートルのところ (北緯32度54分13秒、東経128度58分53秒)	第1種 藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町間伏郷漁生浦郷		継続		

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区 域	基 点										点
五区第3004号	長崎県南松浦郡新上五島町間伏郷高旅地先	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町間伏郷高旅白石海岸標識 (北緯32度53分58秒、東経128度59分11秒) 2 同郡同町同郷高旅内鼻南端波止標識 (北緯32度54分14秒、東経128度58分55秒)		第1種 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	個別	—		継続		

※基点、点の緯度経度の値については内容確認中であり、値を修正する可能性があります。  
 ※条件については公益協議を実施しているところであり、公益上の支障により条件が付される可能性があります。

【追加】

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第1508号	長崎県南松浦郡新上五島町荒川郷蔵小島西側地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町荒川郷蔵小島西側標識 (北緯32度55分4秒, 東経129度2分39秒) 2 同郡同町蔵小島南西端西側標識 (北緯32度54分57秒, 東経129度2分35秒)	イ 1から295度210メートルのところ (北緯32度55分7秒, 東経129度2分32秒) ロ 1から295度455メートルのところ (北緯32度55分11秒, 東経129度2分23秒) ハ 2から285度445メートルのところ (北緯32度55分0秒, 東経129度2分18秒) ニ 2から285度200メートルのところ (北緯32度54分58秒, 東経129度2分28秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		新規	
五区計第1509号	長崎県南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷益ヶ浦北側地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷益ヶ浦北側石垣標識 (北緯32度54分8秒, 東経129度1分32秒) 2 同郡同町同郷益ヶ浦北側鼻先標識 (北緯32度54分14秒, 東経129度1分40秒)	イ 1から303度77メートルのところ (北緯32度54分10秒, 東経129度1分29秒) ロ 1から303度102メートルのところ (北緯32度54分10秒, 東経129度1分28秒) ハ 2から303度127メートルのところ (北緯32度54分17秒, 東経129度1分36秒) ニ 2から303度102メートルのところ (北緯32度54分16秒, 東経129度1分36秒)	第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町荒川郷西神ノ浦郷宿ノ浦郷桐古里郷(佐尾を除く)若松郷(神部・土井ノ浦を除く)		新規	
五区計第2501号	長崎県五島市岐宿町川原大場間西津内鼻地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 五島市岐宿町川原間伏大岩標識 (北緯32度45分10秒, 東経128度43分57秒) 2 同市同町川原間伏海岸標識 (北緯32度45分10秒, 東経128度43分56秒)	イ 1から180度50メートルのところ (北緯32度45分8秒, 東経128度43分57秒) ロ 1から180度140メートルのところ (北緯32度45分5秒, 東経128度43分57秒) ハ 2から180度135メートルのところ (北緯32度45分5秒, 東経128度43分56秒) ニ 2から180度45メートルのところ (北緯32度45分8秒, 東経128度43分56秒)	第1種第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
五区計第2502号	長崎県南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷高旅地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ直線と2から1に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷高旅白石海岸標識 (北緯32度53分58秒, 東経128度59分11秒) 2 同郡同町同郷高旅内鼻南端波止標識 (北緯32度54分14秒, 東経128度58分55秒)	イ 1から219度30分50メートルのところ (北緯32度53分57秒, 東経128度59分10秒) ロ 2から239度30分50メートルのところ (北緯32度54分13秒, 東経128度58分53秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和8年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷間伏郷漁生浦郷		新規	
五区計第2503号	長崎県南松浦郡新上五島町間伏郷権現名地先	次の1、2を結んだ直線と2から1に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町間伏郷権現名海岸標識 (北緯32度53分18秒, 東経128度59分55秒) 2 同郡同町同郷権現鼻突端南側標識 (北緯32度53分27秒, 東経128度59分51秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和8年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷間伏郷漁生浦郷		新規	

2 保全沿岸漁場に関する事項

※令和7年5月30日付け長崎県告示第295号により公示した内容と変更ないため省略する。